

第二號議案 全產聯團體保險反對に關する件

本部執行委員會提出

二

主

文

商工省が全產聯の團體保險を認可し、逕信省の團體保險創立に反対を表明せるは團體保險の社會政策的意義を没却し、露骨なる資本家の擁護なりと認め、全產聯の團體保險に絶対反対す。

理

由

團體保險は社會政策的意義を有するものにして當然國民團體保險へ擴充さるべきであるが故に國營事業として經營するが最も適當にして、斷じて營利本位に經營さるべきではない。然るに全產聯の團體保險は既に年七分の配當を豫定する營利主義の經營である。逎信省は既に十數年間簡易保險を經營し、その經驗・設備は直ちに團體保險の創設に適用され、しかも逎信省案に依れば只に產業關係者のみならず、廣く國民團體保險たらしめ得るため、全產聯の團體保險より遙かに社會政策的であるが故に、我等は極くまで國營團體保險を支持し、全產聯の團體保險に絶対反対する。

實行方法

日本労働組合會議並に總同盟本部の全國的運動に參加し、議會開會を期し、國營保險創設要求の民衆運動の起動を本部に申達し、本大會の決議を全產聯へ送達する。加盟各組合は機關紙、ニュース、ピラを以て全組合員並に一般労働階級に全產聯團體保險絶対排撃を徹底させ、その具体的方法を新執行委員會へ一任する。

第三號議案 會社御用組合排撃の件

本部執行委員會提出

主

文

我等は自主的労働組合の頭敵として會社御用組合を絶対排撃す。

理

由

所謂一九三五、六年の非常時と稱するものを看板にし、近來、各種の羊頭狗肉の美名を標榜して幾多の御用組合が續出しある。我等は労働階級の自主的團結を熱望し、その陣營の擴大強化のために全力的に戰つてゐるものであるが、かかる御用組合は結局は資本家の傀儡として、健質なる労働組合の陣營を擾亂し、資本家の我利益のみを擁護する以外の何者でもない。本年の大阪機械工作所の大爭議の發端に見るが如く、御用組合は労働階級の自主的組織に非らずして、却つ勞働階級の眞の意思、要求を壓迫する機關に過ぎざるが故に、断じて労働階級の自主的意圖を以て國家産業の維持、發展と平和に協力する實力を持つ得るものではない。我等は健質なる労働組合の發展と國家産業の健全なる併進維持、發展のため、今日の所謂非常時を悪用し、不純なる反動諸勢力横溢せる時に於て、労働階級の陣營毀滅を目的とするかゝる偽偽的労働組合の假面を被つてゐる會社御用組合は労働階級の敵として、断乎排撃する。

實行方法

新執行委員會は會社御用組合の組織されてゐる工場を調査し、その組合の幹部に對して御用組合が結局に於ては労働階級の敵たる役割を演じてゐる旨を理解させ、健質なる労働組合の正道に引き戻すことによく、努力を拂ひ、御用組合を組織させてゐる資本家に對しても會社御用組合は断じて產業の平和、發展に協力する實力を有せざる所以を徹底させ以て健全なる労働階級の自主的團結を擴大さす。

第四號議案 定期昇給復活要求の件

本部執行委員會提出

主

文

我等はインフレによる物價騰貴と資本家利潤の増大に鑑み、定期昇給の復活實施を要求す。

理

由

公正なる分配は產業平和の根本的必須條件である近來圓價の低落とインフレイションの並行に依つて輸出產業と軍需工業を中心にお況は將に最高潮に達して資本家の利潤は極端に増大されてゐるにも關らず、勞働賃金は不況時代に比較して些

三